

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 8 回定例会 12月 6 日 開 会
12月13日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 12 月 11 日（月曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成29年12月11日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興事業推進課長	男澤知樹君
総合支所長	阿部修治君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	三浦勝美君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	
書記長	高橋一清君
農業委員会部局	
事務局長	及川明君

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

総務係 長
兼 議事調査係 長

小野 寛和

議事日程 第4号

平成29年12月11日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第109号 南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定について
 - 第 3 議案第110号 南三陸町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について
 - 第 4 議案第111号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 5 議案第112号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第113号 南三陸町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 7 議案第114号 工事請負契約の締結について
 - 第 8 議案第115号 工事請負契約の締結について
 - 第 9 議案第116号 工事請負契約の締結について
 - 第10 議案第117号 工事請負契約の締結について
 - 第11 議案第118号 工事請負契約の締結について
 - 第12 議案第119号 財産の売り払いについて
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。本日も活発なご発言を期待しております。よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番星 喜美男君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 議案第109号 南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第109号南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定に
を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第109号南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定について
ご説明申し上げます。

本案は町営住宅使用料の未請求等事案及び町税等の誤賦課事案により町民の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを重く受けとめ、職員の管理監督の責任を明らかにし、町長及び副町長の給料の減額という形をとらせていただくため制定するものであります。

具体といたしましては、私が3カ月の間給料月額20%、副町長が同じく3カ月の間給料月額10%をそれぞれ減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。ないですか。

それでは、これから質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2点ほどお伺いします。町長と副町長の給料を減額する。理由はかかる先般もありました不祥事といいますか、の責任をとるとのことだと思ふんですけども、それに当たっての3カ月という期間、20%、10%という減額幅の根拠、これぐらいが妥当であろうと思った根拠は細部説明ありませんでしたので町長のお考えかと思ふますが、町長はどのように根拠を求めたのかということをお伺いします。

それから、以前の4年間の任期振りかえりますと、震災後復旧・復興事業が大変であるということから特別職の給与を一定程度減額ずっとし続けていた分があると思ふます。それは今回はなしで、カットしないところから20%、10%カットしていくということなのか。町長にそこは確認も含めてですがお伺いしたいと思ふます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この処分に当たりましてですが、人事院の懲戒処分の指針についてということがございます。それをもとにいたしまして、今回の提案をさせていただいたということでございますので、ひとつご理解をいただければと思っております。

失礼しました。政策減免につきましては、これは私町長になってからずっとでございます。ですから、震災に関係なくてこれまでずっと減免をやってまいりました。これはことしの任期まで減額をしてまいりましたので、都合十数年減額をしてまいったということで。

○議長（三浦清人君） これからはどうなのかということなんです、その減額は。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、任期中で終了ということですので、今後そのことについては考えてはいないということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかにございませんか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。私も1点だけ伺いたいんですけども、この3カ月という期間の根拠、先ほど説明あったんですけども、人事院の何か規定みたいなものなんですけども、今回の問題の事案なんですけども、発生から解決まで大体おおよそめどがついたのは何カ月ぐらいだったのか伺いたいと思ふます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 3カ月ということですが、いろいろ各、あつてはならないことなんですけども、国内の全国の自治体でもこういったケースがございまして、県からもいろいろ指導をいただいたんですけども、大体多いのが1カ月、あるいは2カ月というのが多いケースがあります。今回かかる事案、不祥事の問題考えた場合に今回は私の場合は3カ月と判断をさせていただ

いたということでありませう。

○議長（三浦清人君） ほかに。11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 2つの誤りということて、1つが住宅使用料等の適正化ということと、町税等の課税誤りということてございませうが、ひとつ今回の特に住宅使用料についてなんです、大勢の入居者を初め町民の皆さん、さらには職員、町長・副町長も含めた大勢の方々がある意味迷惑を受けたということてございませうが、この住宅使用料についてなんです、懲戒処分の中で不適正な事務処理を行った職員ということて、退職をしているために懲戒処分の対象外であるということてございませうが、俗に言う一般的に社会的制裁を十分受けたものに対しては罰しないとかそういった例がございませうが、この事務処理の不適切によって退職をしたという捉え方でこれはよろしいんでせうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 3月末で既に退職をしていたということてございませうて、今回の一連の業務の延長上で退職ということてはございませうて、本人の都合の中で既に退職の道を選択されておりませうて、その後こういっただ問題が発覚したということてございませう。

○議長（三浦清人君） 11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そうませうと、これは懲戒処分は当然職員に対して行うものであつて、職員でなくなつたということて懲戒処分は受けないということてございませうが、何の制裁もなく過ごしておるという状況だと思つてはせうが、何らかの謝罪の言葉とか、当然調査は行われたと思つてはせうが、しっかりとした謝罪が町民に対しても向けられていたのかどうか、その辺を伺いたいと思つてはせう。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 調査を行いましたので、調査の中で本人が深刻な事態になつてはることに關してはもちろん承知されておりませうし、本人自身として深い反省にあるんだらうとは思つてはせうが、社会に対してといひませうか町民に対してということに關しましては法律の中での決め事の中でそういった部分は退職をしてしまえばちよつと難しいことになつてはるので、あくまで本人の心の中ということて大きな反省をされてはるものと思つてはせう。

○議長（三浦清人君） ほかにありませうか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございませう。7番及川です。

ただいま同僚議員が個人の責任を云々と話しておりませうけれども、私はこれは個人一人がそういう責任を抱える問題ではないと思つてはせう。というのは、担当者1人ではなく、あ

のときの説明では3人課の係でやっていたはずです。そうすると、そういうただいまの質問の中でいくと1人が懲戒処分に該当するというお話のようですけれども、それは筋が違うのではないかなと思います。だから、常々言っていますけれども、連携プレーということが大事なので、その課の住宅係皆さん3人の住宅係、その人たちがかわりあってやっていることだったと思うので、その辺、もう一度ご説明、担当課のほうのご説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 今の件につきましては、既に先般の懲戒の関係で管理監督のある職員についての処分はいたしておりますし、これにつきましては税の分、それから住宅の分も含めて最終的には町長と私が責任をとるということでございますので、そういうご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 住宅係について、建設課のほうで住宅、当時の住宅係をやっていた何人でやっていたのか。1人だけがそうやって担当していたのか。もう一度建設課のほうの担当課からお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） その辺につきましては、今申し上げましたとおり先般の報告において職員の懲戒処分という形で課長も管理監督責任、あるいはその下の課長補佐についても文書嚴重注意というそういう処分が下っておりますので、それは課全体としての責任であるということのものの処分でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 何人でやっていたかという質問なので。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。係長1名、それから係員が3名でございます。そのうち、プロパー職員は2名ということでございますが、当時係長は病休中でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうしますと、係長が病休で休んでいたということになります。1人でないはずですが。1人がそういう病休であってもあと3人の方がいらっしゃいました。それで個人のそういった退職していった人1人にそういうことを勧告、そういうことを言うのはちょっとおかしいのかな、本末転倒しているのかなとそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 係長は、プロパーは4名中2名でございます。あとの2名は南三陸

町以外の職員でございますので、こちらでどうこう言えるものではございませんし、それと、既に退職したものに対して今処分はするか、それはできないということで申し上げていると思いますので、処分されたのは私を含め、補佐でございますのでご理解をお願いします。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。ないですか。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第110号 南三陸町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員
の定数を定める条例制定について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第3、議案第110号南三陸町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第110号南三陸町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてご説明申し上げます。

本案は農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、南三陸町農業委員会の委員及び新たに設置される農地利用最適化推進委員の定数を定めるため制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） おはようございます。

それでは、議案第110号の細部説明をさせていただきます。議案書の4ページ目をお開き願

いたいと思います。

本案につきましては、先月開催いたしました全員協議会でもご説明いたしました、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が28年4月に施行されたことに伴い、農業委員会委員及び新設された農地利用最適化推進委員の定数を定め、あわせて非常勤特別職としての報酬等を改正するものでございます。

定数につきましては本文に記載されているとおり、農業委員会委員を9人、新設の農地利用最適化推進委員につきましては4人とするものでございます。現行におきましては選挙による定数は12名、任命制による委員は4名、合計16名となっておりますが、本法律改正におきまして農業委員の選出方法が全て市町村長の任命制になったこと、農業委員会の業務の充填につきましては農地利用の最適化の推進であることが位置づけられたこと、そして本町の場合、定数上限が20名から14名に定められたことなどを踏まえ定数を9名とするものでございます。また、現場において活動する農地利用最適化推進委員の定数基準は農地面積100ヘクタールに1人と基準となっていることから、農地面積350ヘクタールの本町の場合、4人とするものでございます。

次に附則の第4項で規定している報酬の改正でございますが、農地利用の最適化の推進が新たに必須業務となったことから、実績に応じた報酬体系に改正するものでございます。

議案関係参考資料の10ページをお開き願いたいと思います。現行の報酬区分につきましては月額としておりましたが、農地利用最適化推進活動による実績額を国の交付金事業で対応するため、総額に変わりはありませんが、その実施要綱にあわせて年額という改正をするものでございます。また、農地利用最適化推進委員の報酬につきましては新たな制度の趣旨に基づき、農業委員と一体的に活動を行うとされておりますことから、農業委員と同額の水準にするものでございます。それぞれの実績額につきましては、日々の活動に対する活動実績と一定の成果に基づきます成果実績の2種類がございます。それぞれの実績額は規則で定めるものとしてございますが、活動実績につきましては委員の活動に応じて1人当たり月6,000円、年額7万2,000円を上限とし、成果実績につきましては農地の集積面積の達成度、あるいは遊休農地の解消面積の達成度を点数制で評価し、48万5,000円を上限とし、合計しますと55万7,000円以内の支給という形になるものでございます。

先般の全員協議会でもご説明いたしました、本町の状況下では成果実績を受けられるにはかなりハードルが高い状況でございますが、今回の改正により町の課題でございます遊休農地の解消、あるいは担い手への農地集積、さらには規模拡大へと結びつけることが当町農業

委員会の最大の使命であるという認識のもと、取り組んでいく予定でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、7番です。1点ほどお伺いします。ただいまの説明ですと、基本給がありまして基本額年額ありまして、そのほかに成果額、そして実績額、合わせると年額で55万7,000円以内での説明でした。基本額と合わせてではなく基本額は別でよろしいですか。そういう認識で。基本額とは年額基本額が28万2,000円、それから実績額が55万7,000円とありますけれども、それぞれそのような受けとめ方でよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 基本額といいますのはこれまでと同様に報酬額という形の捉え方をさせていただければと思います。一方で、実績額につきましてはただいまご説明いたしましたが、活動による実績、それと成果による実績、それぞれの額を合算したものが実績額として別途支給されることとなりますので、実績活動を伴わなかった委員さんにはこの部分は支給はされないという形になります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 国の施策としては今荒れているこの国土を守るために、そしてまた今基盤整備などをして農家が大変な事態なんですけれども、それを守るためにこういう制度がつくられたのかなという思いがします。そうした中で月額報酬が農業委員さん並みに月額2万3,500円、これらにあわせた額になるということなんですけれども、今後この人たち農家推進さん方の働きによって農地が活動する人しない人が幅持ってなるんですけれども、町内で4人ということでしたね。そういうことで指導的立場、そういうような人たちがなるんだろうと思いますけれども、現状きょうこの南三陸町の現状を見ますと基盤整備した農地が多うございます。大分復興予算を費やして基盤整備しました。そういうところが一刻も早くもとの農地に戻って、そして生産性を高めていく。そういうことがなされていくなら結構なんですけれども、果たしてこの金額、農業委員さんと同じという月額に直せばそういう換算すればそのような額なんですけれども、他町と比較すると農業委員さんも2万3,500円と低うございます。そうした場合、今後この額改定などを考えているのかどうか。隣町は4万5,000円幾らとかなっております。そうした場合、報酬アップということは今後考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 農地の最適化推進活動につきましては、先ほどご説明いたしましたが、農業委員会委員と一体的にやっていくということでございますので、実際は4名プラス9名、13名でその推進活動をやっていくということでございますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

ただ、合議体としての農業委員会委員と現場活動を主体的に行います最適化推進委員とは、若干活動状況に、日々の活動状況には異なる点はございますが、いずれ目的は遊休農地の解消、あるいは担い手への農地集積、これらが新しい農業委員会委員、あるいは最適化推進委員に課せられた役割だと思っておりますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、報酬につきましては活発化させる活動の手当として実績額というプラスアルファの部分の設けて対応するというところでございますので、基本的な報酬額については確かに他町よりは若干低い水準ではございますが、そこはこの部分で活動すれば報酬が得られるという部分の体系を今回改正しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに、4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。数点、ちょっと質問したいと思っております。震災後に農地が津波で被災して、そういった形の中で農業人口というのが震災前と今現在の農業人口の動向はどういった状況なのか、教えてください。

あとは、今度推進員と農業委員の13人で今後の農業に対策とかいろいろなことを講じていくという話ですが、あと実績に当たっても報酬を与えるということなんですが、その判断基準とか1年に1回は1年間やった推進委員さん、農業委員さんの人たちの活動の成果をどういった形で町のほうで判断していくのか、その辺。基準とかその辺教えてください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 大きく分けて2点ありましたが、震災前と震災後の農業就業と状況ということでございますが、5年に1度の農林センサスの数値をお話ししますと、2010年の統計数値では就業人口が803名でございました。その後、震災後の2015年のセンサス数値では425名ということで、380名ほど減少しているという状況でございます。農業機械を失った方、そういった方も含めて少し減少割合が非常に高くなっているということでございまして、町といたしましても国で行っています青年就農給付金事業とかそういった部分で新たな担い手を掘り起こしているといったような状況でございます。

それと、今回の最適化推進活動の成果等につきましては農業委員会だよりで一応公表する予定にしております。これまでは最適化推進活動といいますのは農業委員会事務の必須事務

ではないということからそういった公表もしてごさいませんが、次からは活動による成果と
いったようなものを公に示していくことが必要であろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 農業者がこんなに減っているということ、私は今回初めて知ったわけな
んですが、なかなか厳しい南三陸町における農業の今後のあり方、本当に深刻なものがある
と思います。そして、そういった中で農業委員会の委員数が国の決定のもとに減少とか、あ
と推進委員の新たな役割はすごい大きなものだと思います。そういった中でこの委員、推進
委員になった方がどのような議論を今後して、農業委員会の中で南三陸町の農業に関して向
かっていくかというのは、私たちは注視しなければならない部分だと思います。農業委員に
9人になって推進委員が4人になって、実績を農業委員会にして町のほうで判断するという
方向なんですけれども、なかなかその辺は厳しいと思うので、今現在町においてはボランテ
ィアさんとか、あと南三陸町を応援したいという人たちが農業にも随分かかわっていると思
います。ですので、もちろん町のほうでも農業委員会、あと農協さん、そういったこれから
新しい事業を進める方との交流を進めているとは思いますが、もっと交流を深めることで担
い手がふえていくのかなと。なかなか険しい道だと思います。ですので、なかなか農業を離
れた人が戻ってくるというのは大変でして、新しくまたそういった農家をしたいという人と
町に取り込むというのは本当に大変なことだと思います。7年間で半分の人が減ったとい
うことは本気で農業に取り組む、それは佐藤 仁町長が言っている商業と第1次産業の結びつ
きが一番大切だと思います。その根底の中に農業の必要性をもっと深く考えていくべきだと
町のほうで思いますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。政策的なことですから。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来、農業だけではなく漁業も大変な被害を受けました。商業の皆
さんもそうですし工業の皆さんもそうですが、基本的にこれから南三陸町として産業という
くくりの中で考えていった場合に、それぞれの1次産業、2次産業、3次産業というだけで
の取り組みではなかなか難しいと思います。基本的にはそれぞれのお互いが補完し合いなが
ら進めていくということが、町としての大前提はそこにあるんだろうと思います。いずれ、
お互い連携をとりながらしっかりこの辺については取り組んでいきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1次産業は農業だけでなく漁業、もちろんサービス業も全て含めますが、
町にとっての6次産業化というのが多分私はやっていると思うんです。ただ、それが形とし

て見えない部分があるので、新たな取り組みとして農業、商業者との連携による6次産業に本気と取り組む時期に来ていると思いますので、その辺は町のほうでも積極的に取り組んでほしいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。まず第1点目なんですけれども、農業利用の適正化、遊休農地の利活用、農地集積ということなんですけれども、農地転用の許可というかこれからは新しい委員会になってどのように変わるのか。もしくは、変わらないで従来どおりになるのか。そこのところ1点と、あともう1点は当町で実績額が難しいとそういう課長説明ありました。そこで、上限が55万7,000円なんですけれども、やってみないとわからないんでしょうが、想定として大体幾らぐらいになるのか。その評価も、例えば段階性に分かれているのかどうなのか。これからだというのでしたらわかるんですけれども、どのように評価になっていくのか伺いたいと思います。それは農業委員会だよりも出るということなので、あともう1点は活動と成果ということで評価は先ほどの質問ですと町でみたいなき感じなんですけれども、誰がこの評価をするのか。農業委員会の会長なのか、それとも何か評価委員会みたいなのがあるのか。そこのところ、以上3点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 1点目の農地転用等の取り扱いにつきましては、農業委員会の役割が変わるわけではございませんので、そこはこれまでと同じでございます。ただ、合議体としての人数が12人から9名になるといったような部分が変わる部分だと思います。

それと、町の実績額の評価を誰がやるのかというお話ですが、数字が全てでございます。数字がどれぐらい解消になったか、何ヘクタール解消になったか、あるいは担い手への集積が何ヘクタール集積されたか。そのものが、数値が答えとなって出てきます。ただ、実績額、活動実績と成果とありますけれども、活動実績については日報を提出していただきます。月報という形に最終的にはなるかと思えます。毎月出していただくように今考えております。その結びつけた数値については、当然農業委員会等の手続を踏んで初めて農地の集積というものが行われますので、農業委員会のほうでその数値はつかめるということでございます。

ハードルの高さにつきましては、担い手への農地集積、これまで当町の数値、26年度数値を基本として考えた場合、まだ2ヘクタールほどしか担い手への農地集積はされてございません。それが成果実績をもらうためには単年度で197.8ヘクタールを集積しなければならない。そうしなければ成果実績の報酬が得られないということで、非常に高いという表現をさせて

いただきました。一方で、もう一つの遊休農地の実績の部分ですが、これについては成果実績をもらうためには年間に20.7ヘクタールの解消をしていかなければならない。遊休農地面積が常に拡大する現状下におきまして新たに解消するのにプラスアルファの20.7というのは、非常にハードルが高いという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点目については大体わかりました。

そこで再度伺いたいのは、今集積の実績、例えば197.8ヘクタール集積しないとあれだということなんですけれども、あと遊休農地は20.7ヘクタールということで答弁あったんですが、実際現在当町にどれぐらいの農地というか集積できる部分と遊休農地があるのか。そこ、おわかりだったら伺いたいと思います。

あとは評価のほうなんですけれども、日報、月報という形ですということなんです、そうすると活動と成果のうちで成果がある程度余り見込めないということもあり得るわけですよ。そうした場合に、活動による評価と成果による評価の割合というんですか、その評価のいろいろ加味するんでしょうけれども、その兼ね合いを少しだけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 集積の状況につきましては、先ほど担い手への集積という観点からすれば26年度末でも2ヘクタールぐらいしかないということでございます。ただ、担い手といいますのはいろいろな見方、考え方もございますが、今回の補正予算でも計上されてございますが、ほかに今年度におきましては担い手へ42ヘクタールほど圃場整備工区中心に集積をしておりますので、この数字をまたもとに分母に持ってきた場合、もう少し先ほどの197.8というのがハードルは若干下がってくるだろうと思いますが、それでも100ヘクタールを超えるぐらいというのはなかなか農業委員会の活動として集積をするのは非常に当町の場合難しいのかなと。担い手次第という部分がございますので、その育成を図らない限りそういった部分はなかなか数値を高めるということは難しいという状況です。

それと、遊休農地につきましては2015年のセンサスでは500ヘクタールとなっています。2010年の震災前の数値が455ヘクタール、それが2015年では500ヘクタールになった。45ヘクタール増加したような状況でございまして、ここで言うのも何なんです、5年間で45ヘクタール、1年にすると4.5ヘクタールですので、そこをいかにその右肩下がりをもっと縮めていくことが新しい制度で求められているのかなと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第111号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第4、議案第111号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第111号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な措置を講ずるため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。議案書の6ページを開き願いたいと思います。

記載のとおり、第2条の7を追加するものでございます。追加内容につきましては、都市公園内における運動施設の面積の割合を規定したものでございます。ここの部分につきましては、これまで施行令において規定をされてございました。今回の改正によりまして100分の50を上限として各自治体で条例で定めると改正されましたので、今回ご提案申し上げます。なお、この改正によりまして特に取り扱いに変更はございません。これまでも施行令は100分の50となっておりましたので、変更はないものをご理解をいただければと思

います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ちょっと細かい質問になってしまうかと思うんですが、町内の都市公園に関して影響はどうかということを知ろうと思ったんですが、影響ないということなんです。条例の文言として今運動施設の上限が100分の50であるというお話だったと思うんですが、この文書をそのまま読むと100の50きっちりにならなければならないと読めるのかなと思うんですが、そこを法的な解釈では上限が50で、50以下であればいいという捉え方で構わないのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員おっしゃるとおりでございます。第8条の1項に上限を各自治体で定めるという内容でございますので、私のほうでは50%以内であれば整備が可能だというふうにご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。8ページにその公園の名称及び……。済みません。

それでは、次ですので撤回いたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第112号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第5、議案第112号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま条例されました議案第112号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は志津川地区市街地に整備した公園について、都市公園として設定したいため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。議案書の8ページ、それから議案関係参考資料は12ページをお開き願いたいと思います。

8ページ、議案書別表1に記載のとおり、UR都市再生機構でございますけれども、委託をしておりました高台移転団地の工事が終わり、7つの公園の引き継ぎが行われてございます。今回、都市公園として管理するため7つの公園を追加するものでございます。あわせて、議案参考資料を見ていただくとわかるんですが、新旧対照表がございまして、これまで松原公園、それから以下4公園条例で制定をしておりましたが、そのうち松原公園、せせらぎ公園につきましては震災により滅失をしておりますので、今回削除させていただきたいと考えてございます。9つの公園を今後管理する内容でございます。なお、施行でございますけれども平成30年4月1日から施行する予定としてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、7番です。ここにいろいろ団地内にできた公園を管理することなんですけれども、前ページで100分の50を運動場にするというご説明ありましたがけれども、この公園内にどのように把握するのか。担当課が所管するんでしょうけれども、管理はどのように行うのか。その辺、詳細にご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 運動公園をつくる場合は全体面積の50%以内にしなさいというのが前の条例の内容でございます。当然運動公園、運動施設をつくらない場合もございまして。今回ご提案させていただきました7つの公園については運動施設がございません。あるのは芝生広場でございます。この利用について、運動広場と見るかどうかはいろいろありますが、

基本的には芝生広場ということで、運動もできる広場ということでご理解いただければと思っています。

2つ目として、管理の方法というご質問があったかと思います。基本的には直営になるかと考えてございます。ただ、現在全て町で管理もできかねる部分もございますので、利用者の方々と今ご相談を申し上げていまして、公園のサポーター制度を充実しようということで2つの公園につきましては候補者と協議をしている段階でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今季節的に寒いので外に出る方が少ないと思うんですけれども、これら団地の公園は運動できるような広さのものと私は見ております。少なくとも東団地のほうなどはそうなんですけれども、春に暖かくなってくると皆さん外に出て元気の人たちは運動ができるかと思うんです。そうした観点から言わせてもらえば、ただいまなしと、運動場がなしというようなお話ですけれども、ぜひこれは地区のその団地のコミュニティーをつくる上からも今芝、全部芝を張るようなお話のようなんですけれども、これらコミュニティーづくりに役立つ方法をとっていただきたいと思うんです。

それから東山公園なんですけれども、あそこはもともと45号線から上がっていくような形状でしたけれども、現在あそこに道路ができると思われましてけれども、あれがどのように変わるのか。桜の名所の東山ですけれども、盛り土することによってどうあそこが変わるのか。その辺、もう一度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 運動公園の考え方でございますけれども、一度現場をごらんになっていただければと思います。運動公園と名称はつけておりませんが、芝生広場、それから普通の広場がございます。もし、何であればちょうど今の時間帯、第2庁舎の後ろでグラウンドゴルフを毎日やっておりますので、もし休憩時間等があれば窓から確認いただければ利用の状況がよくわかるかと思えます。

それから東山公園でございますけれども、震災は免れてございます。桜の名所ということで大正天皇が即位したときに植えた桜がありますけれども、大分老朽化のために樹勢が弱ってきている状況でございますので、震災後、たしか桜の木の補植を行っているはずでございます。いずれ、10年ぐらいの期間は必要でございますけれども、一定の時間が経過すればまた見事な桜が咲くのだらうと考えてございます。

形状は特に変わらないはずでございます。入り口が、周辺が高くなりますので入り口につい

てはこれまでどおりとご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけ課長に確認したいと思います。今の課長の話の中で公園をグラウンドゴルフで楽しんでいる高齢者、住民がいるという話を聞きました。今回9つの公園が整備されるということで、ただ、公園というのはグラウンドゴルフのやる方だけのものではなく、町民の憩いの場でもあると思うんです。だから、グラウンドゴルフをやる方と本当にそこにひと時のやすらぎを求めて行く人たちの分けたいなものをしておかないと、公園はグラウンドゴルフの地域の人たちがする親睦のためだけではいけないと思うんですよ。その辺を結構今後いろいろな問題が発生することにつながっていくと思いますので、グラウンドゴルフ使用、そして公園を子供たちとの遊び場としての使用、いろいろな形があると思うんですけれども、その辺はどんなふうに区別していくつもりですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全ての公園でグラウンドゴルフができる環境には実はなくて、工夫の仕方だと思うんですが、ただ、今状況を見ていますと1時間半から2時間ぐらい、大体お昼前の活動がほとんどのようでございます。小さい、本当に保育所等に通う前の小さいお子さんがいる家庭では多分時間に関係なく状況を見ながら公園等を散策することになるかとは思いますが、そこはお互いに一定程度気遣いといいますかそれをしながらやっていただくしかないかなと考えていますけれども、まだまだ正式に町としても管理をしている状況でございませぬので、団地内に隣接をしているということで自治会等も既に結成をされておりますので、その中で一定のルールづくりが多分必要になってくると思いますし、話し合いも多分必要なんだろうというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。まず第1点目なんですけれども、公園条例ということで上山緑地というこういう名称なんですけれども、これは公園にならなかったのかどうか。まずそれ、第1点ですけれども、以前というか今度保育所が移転してこれまでですと防災の避難訓練、その他行われていたこの緑地なんですけれども、今後の活用にはどのような方法を考えているのか伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、今回この改正から消えた松原公園なんですけれども、公園、先ほどの議案でもあったんですけれども、今度できる松原公園に関して先ほどの条例で定まったような50%以下というんですけれども、運動施設に関しては問題ないのかどうか。その点、伺い

たいと思います。

最後もう1点なんですけれども、この改正案の公園の名称なんですけれども、東志津川東団地1号公園、2号公園、それに続けて何号公園とあるんですけれども、この公園名を何かこのままだとちょっと冷たいというか先ほどの課長の答弁でも管理どうするんだとそういった場合、サポーター制度等も答弁あったんですけれども、おいおい変えられるのでしたらこの住む地域の方たちにもしくは全町的といっても大げさになるので、サポーターする方たちとかその周辺の方たちで公募みたいな形で名称をつけてもより親しみのある公園になるのではないかと思うんですけれども、その名称の変更について伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 4点あったかと思います。1つは上山緑地の名称でございますけれども、合併前から当時志津川町時代から上山緑地というふうに使われているようでございます。何でそうなったかは私も存じていないので何ともお答えしようがないんですが、多分ほかの公園と違って、たしか高校の跡地だと記憶はしておりますけれども、そういういろいろな歴史的なことがあってこういう名前になっていると思いますので、変更等できないわけではないですが、その辺歴史的な背景をもう少し調査してみないと何ともお答えができない状況でございます。

それから保育所の跡地の利用でございますが、今のところ1月に新しい保育所が供用開始をし、その後取り壊しということになるかと思えます。具体のまだこれという活用方法は決定をしてないという状況でございます。

それから3点目、松原公園の計画でございますけれども、当然計画の段階で施行令の規定が生きてございますので、運動できるスペースの割合は50%以下に抑えられてございます。

それから名称の変更でございます。今回、URから引き継ぎを受けてすぐ、管理の空白期間を設けないようにすぐ管理主体を決めなければならないという状況にございました。そのため、機械的にある意味つけさせていただきました。これらの公園につきましては町民の全体の公園であるとともに、ある意味各団地の公園になってございます。ここについては当然町が変えたいということではなく、各団地の皆様のご意見も聞きながらこの名称でいいかどうかも含めてお話をさせていただければ。結果として他の名前がいいということになれば公募、それから団地内の協議になりますが、選定方法もまた協議しなければなりませんけれども、検討していきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 上山緑地公園の名称の選定について、補足させていただきます。

旧志津川町時代に今の上山緑地公園を補修事業を行った際に、都市公園事業の事業名称として上山緑地公園整備事業とそういった名称で築山等の整備をした経過がございます。そのままの名称を当時条例改正によって上山緑地と制定した内容でございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 上山の緑地なんですけれども、そういった歴史的背景、大切なんでしょう。普段私たち呼ぶにはたしか上山公園と呼んでいるような呼んでいないような、そういったあれもあるんですけれども、今後どうするのか検討してほしいんですけれども。それと、保育所の跡地利用なんですけれども、この公園緑地に組み込むのか、それとも別に考えるのか。状況によってはいろいろ、先ほどのグラウンドゴルフもできるようなスペースもできるのではないかと思います。そこをもう一度伺いたいと思います。

松原公園に関しては、以前の計画どおり問題ないということわかりました。名称のほうなんですけれども、親しみあるような形でできれば変えていくとより管理にも愛着が出てモダンにならなくて済むのではないかと思いますので、そこを今後検討して行ってほしいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 上山の志津川保育所の跡地につきましては、完成次第解体をするという建設課長の答弁のとおりであります。引き続きの土地の利用につきましては現在内部で検討中ですが、御存じのとおり県の土砂災害の危険区域になっているということから、保育所の移転も急ピッチで行った経緯がございますので、安全安心を考えた上で都市公園事業と一体的な復旧事業という方向にならざるを得ないと思っておりますので、箱物をつくったりというようなことはないと思います。

○議長（三浦清人君） これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

議案第112号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第 6 議案第 113 号 南三陸町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を
改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第 6、議案第 113 号南三陸町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 113 号南三陸町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は学校給食共同調理上の災害復旧工事が平成 30 年 3 月末に完了の予定であり、平成 30 年 4 月 1 日から施設の位置を変更したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、議案第 113 号に係る細部説明をさせていただきます。議案書につきましては 10 ページ、議案関係参考資料につきましては 14 ページをごらんいただきたいと思っております。

本案は、ただいまの町長説明にもございましたとおり、現在災害復旧工事を進めております学校給食共同調理上、いわゆる学校給食センターにつきまして来年の 3 月が完成予定でありますことから、条例におきましてその位置を現在の歌津字吉野沢 61 番地 1 から志津川字新井田 34 番地 96、具体的には国道 45 号と町道志津川環状線の交差点の北側付近に変更し、その施行日を来年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、簡単でございますけれども細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番、倉橋でございます。

場所が国道45号線に面しているかと思うんですが、今交通量も多いのでほこりであるとか何かそういうちょっと心配があると思うんですけれども、衛生面とか、学校の給食センターということなので衛生面とか気になるかと思うんですが、そのあたりの対処はされているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 場所について、確かに大きな通りに面してございます。ほこり等につきましては設計の段階におきまして、先日今建設途中のところも見てまいりましたけれども、エアシャワーを完備したりですとかそういった形で施設とそれから設備のほうでしっかりとした対策がとられていると思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第114号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第114号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第114号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は平成29年度水稻乾燥調整調整施設建設工事（廻館地区）に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産尾取得または処分に関する条例に基づ

き議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。議案関係参考資料の15ページをお開き願いたいと思います。

工事名は平成29年度水稻乾燥調整施設建設工事でございます。工事場所につきましては志津川字廻館地内となっております。具体には志津川高校の西側でございます。これまで農機の格納施設を設置した場所と同じ敷地となっております。工事概要につきましては、建築工事と機械工事に分かれてございます。建築工事につきましては軽量鉄骨プレハブ構造の建物でございます。約121平方メートルほどのものがございます。機械工事につきましては乾燥機1度に5トンのもみ殻が処理できる機械が2基とそれに伴う附帯設備機器でございます。

入札執行につきましては、平成29年10月30日に制限つき一般競争入札を実施してございます。以下、入札状況につきましては6から12に記載のとおりとなっております。

工事の期間でございますけれども、完成を平成30年3月30日としてございます。ただ、これにつきましては2カ月ほどの工期の延期を考えているところでございまして、3月の定例議会におきまして議案の提案をさせていただくことになるかと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以下、次ページに、16ページに仮契約書、それから17ページに位置図を載せてございます。非常に見にくい図面でございますけれども、右上の黒く塗った部分が志津川高校の敷地でございます。その下に仮設住宅がございまして、その隣に申請場所と大変小さい黒く塗った部分がございますが、これが建設場所となっております。以下、18ページが敷地図でございます。既存のビニールハウス、機械の収納庫でございますが、その左隣に今回の乾燥施設を設ける予定となっております。以下、細部、詳細図、それから立面図等がございますので、ご確認をお願いをしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。5,700万円でプレハブ鉄骨と備品ということなんですけ

れども、廻館地内、ここ以前にもプレハブでないハウスを7,000幾らでハウスも役場所有で持っておりますけれども、この建物も役場所管なのですね。管理など備品、役場持ちになるのかどうなのか。当然これも固定資産税が発生してくると思うんです。役場で持っている固定資産税かからないんですけれども、その地区に地区名義にしないと固定資産税がかからない。そういうことでハウスも全て役場のもので対応しているという形になるんですけれども、果たしてそれでいいのかという思いがするんです。補助をしてやるのはいいと思うんですけれども、その管理、備品の管理までも役場がしているとなるとやる人たちが生産性をどのように考えていくのか。せめて固定資産税払うから一生懸命やらなければならないとかその利益の得るための努力というものを14人で発足した団体だと思うんですけれども、その辺を今後どのようにやっていくのかご説明願います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 議員ご指摘のとおり、町の施設ということで無償で貸借という管理方法に、機械等々と同じようになるかと思えます。あと、営農組合のほうとすれば設立した14名で維持管理費、そういったものを全て賄っていくということでございます。固定資産税の部分につきましては、いずれ一定の年数が来たときには無償で譲渡というくくりでやってございますので、そういったときには発生すると思えますが、いずれ今の状態の中からいかに早く生産団体として立ち直っていくかが我々の支援であると思っています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ハウスの耐用年数、多分10年だと思うんですけれども、10年は今後そういう推移を見てやっていく。14名の団体ですけれども、要するに一般個人で考えれば、自分で固定資産税払ってそれから利益を出して努力していきます。たとえ14人の団体といえどもその点、10年間それに使ってそしてましてや今今後道の駅も展示物で物販するところでない。そうなるとその生産物を農協だけに出しているのか。その団体の企業努力というものはどのような見方をしているのか。農協だけに販路を任せているのか。個人14人の団体の方々が自主的にどこかに販売等をしているのか、その辺わかっている範囲でお答えください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 販路がどういう形になっているかについては、詳しく存じ上げておりませんが、いずれハウレンソウ、あるいは米、ことしは米の部分はホールクロップサイレージが中心でございましたのでそれは畜産農家との契約のもとで提供しているかと思えますが、今後主食にかえていったときには今のところはどこか新しい販路というお話は伺っ

てございませんので、農協を中心に出荷をしていくものと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第115号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第115号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に原案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第115号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は平成28年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第115号の細部についてご説明申し上げます。議案関係参考資料21ページをごらんください。

工事名、平成28年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事。工事場所は南三陸町志津川字袖浜平磯漁港地内でございます。

工事概要は防潮堤延長65.9メートルを整備するものです。入札は平成29年11月16日、制限つき一般競争で行いました。入札の参加者は記載の1社です。入札の状況等につきましては、

7から13に記載のとおりです。工期は本契約締結の翌日から平成30年3月30日までとしています。22ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。23ページは工事箇所をの平面図です。図面中央縦方向、柿色に着色した区域が防潮堤、それと交差する緑色及び防潮堤の右側で柿色に着色した区域が防潮堤にあわせて整備する平磯道路です。24ページは防潮堤の標準断面図です。重力式コンクリート擁壁をつくり、その山側、内陸部を土砂で盛り立てる直立型の防潮堤を整備いたします。また、23ページの平面図に示す防潮堤と平磯道路が交差する箇所には25ページに示すようなフラップゲート式陸間を整備いたします。これは海面の上昇に伴う浮力と水圧により扉が浮上し浸水を防ぐ構造でございます。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。4番千葉伸孝君。
- 4番（千葉伸孝君） 防潮堤に関してはこれから本格的に始まる事業だと思ひますが、防潮堤の形状とかその場所、そういった決定したのはURとか国の国土交通省の規定のもとにこういった形状場所とか決まったんでしょうか。その辺、お聞かせください。
- 議長（三浦清人君） 建設課技術参事。
- 建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 防潮堤の建設位置につきましては、地元の皆様方に本町の計画をお示ししご意見を伺った中で現在の位置に決められております。また、構造等につきましては基本的に防潮堤を設置いたします現地の地盤が比較的よいところには今回のような直立型の構造、それから余りよろしくない砂地のようなところでは一般的には土で堤体をつくりますいわゆる傾斜型といわれる構造になってまいります。また、現地の状況で余り建設のための用地が確保できないような場所においてはコンクリートの、例えばL型擁壁を中心としますような特殊型といった構造になってまいります。
- 議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。
- 4番（千葉伸孝君） 志津川地区において平磯から荒砥、そっちの方向に向かうところはほとんど防潮堤が建設されています。いろいろな形の形状のもと、あと道路を広げたりして工事が進んでいると思うのですが、地域民の皆様のご合意という形で進めていると今担当課長が申しましたが、果たしてその辺は全てというわけにはいかないと思うんですけれども、少数意見も私はちょっと聞いているのですが、防潮堤の構造とか位置、場所によって津波の流れ、もし津波同等のものが来たときの津波を考えた場合に津波の流れがかわって今回の津波の被害のないところにも津波の影響があらわれるのではないかと心配していましたが、その辺の

ことはどうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 今回の防潮堤の設置の考え方といたしましては、基本的に東京湾の海面平均潮位からいたしましてT Pプラス8.7メートルという高さで全ての内陸の土地を囲ってしまおうという考え方になっております。防潮堤がつくられないような場所、例えば山であったり、あるいは背後に守るべきものがない、こういったときには防潮堤はつくることはございません。したがって、今議員ご指摘のように、そういった低地部から水が内陸のほうに流れ込むということは考えられますが、ただし、流れ込んだ場合でも基本的にその背後地には住宅等がないという考え方になっております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今懸念されているのはいこいの海あらとの前に防潮堤がつくられている。道路の前に防潮堤が広がっている。その防潮堤によって津波の流れというのは今回の体験でいろいろな角度から来るということを想定しています。そして、テレビ報道でもその辺の津波の流れを随分今後の津波対策について検討されています。そういった中で、旧荒砥保育所、あの辺あたりも津波が近くまで来たということを経緯を考えれば、果たして安全かということとは疑問だと思うのですが、その辺の考えを、津波の流れですかね、その辺の考えをお聞かせください。

あと、気仙沼地方で、気仙沼市ですか、トラップゲートということで多く議論されて、最終的には景観を守るためのトラップゲートという意味合いでもって気仙沼は津波防災として進めてきましたが、南三陸町においてのこのトラップゲートの活用というのはどういった意味合いを持つのか。この2点だけ、お聞かせ下さい。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 今回の防潮堤の高さにつきましては、1000年に1度と言われるような地震津波を想定するものではございません。今後数十年に1度は起こり得るであろう、そういった津波を想定して高さが決められております。したがって、前回のような大地震・大津波、こういったものが襲来したときには当然防潮堤を越波して内陸のほうへ水が流れ込んでいくことも想定されます。ただし、そういった場合であっても漁港付近で働く皆様が避難のために必要となるような時間は、この防潮堤によって確保されるものと考えております。

それからフラップゲートにつきましては、今回の津波災害でもございましたが、旧来型の陸

閘、ゲートを閉めるために現地に赴かれた方が犠牲に遭われたということを教訓といたしまして、先ほどもご説明申し上げましたように、海面の上昇に伴って自動で扉門が立ち上がっていくというこういった構造を、形式を採用したものでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 防潮堤に関しては消防団の方が水位を見にいたり、防潮水門ですか、それを見にいたりすることによって死者が出たという経緯もありますので、トラップゲートは津波の浸水量によってゲートが閉まっていく。この方法というのは必ず私は必要だと思います。今課長が言われましたとおりあえず人命を守るのだと。1000年に1度の津波は想定していない。しかしながら、想定外ということも頭に、視野に入れながら住宅地を守る、あと産業施設を守る、そういった部分も考慮していただいて町のほうでは今後もいろいろな政策とか施策をとっていただきたいと思います。わかりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 倉橋でございます。ちょっと1点確認させていただきたいんですが、年度の数字です。工事名としまして平成28年度とあります。今は29年です。これはどういうことなんでしょう。入札に難航したとか何か事情があったということなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） この平成28年度と申しますのは、予算の年度でございます。平成28年度予算を現在1年繰り越して今回執行しようということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 私もちょうと工期のことで伺いたいんですが、工期、本契約の締結の翌日から30年3月30日となっております。当然繰り越しその他あるかと思うんですが、説明がなかったので、繰り越しの説明がなかったので30日で打ち切りの工事になるのか。その辺のものを1点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 大変失礼いたしました。

来年度への繰り越しを現時点では予定しております。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

議案第115号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第116号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第116号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま条例されました議案第116号工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案は平成29年度藤浜漁港防潮堤設置工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第116号の細部についてご説明申し上げます。議案関係参考資料26ページをごらんください。

工事名、平成29年度藤浜漁港防潮堤設置工事。工事場所は南三陸町戸倉藤浜漁港内です。工事概要は防潮堤延長116.3メートルを整備するものです。入札は平成29年10月30日、制限つき一般競争で行いました。入札参加者は記載の1社です。入札の状況等については7から13に記載のとおりです。工期は平成30年2月1日から平成31年12月20日までとしています。

現在、藤浜漁港において平成30年3月31日までの工期で平成27年度藤浜漁港防潮堤設置工事を施工しており、本工事はその残りを継続して実施するものです。そのため、2月1日から2カ月の準備期間を設け、円滑に工事を引き継ぎ、工事の中断を避けようとするものです。27ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。28ページは工事箇所のパラン図です。

赤に着色した区域が防潮堤、緑に着色した区域が防潮堤にあわせて整備する道路です。29ページは防潮堤の標準断面図です。先ほどの平磯漁港と同様、重力式コンクリート擁壁をつくりその山側、内陸部を土砂で盛り立てる直立型の防潮堤を整備いたします。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願ひます。ありませんか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺ひしますけれども、30年2月1日から準備期間とおっしゃられましたただいまの説明でしたけれども、今入札の不調というものがあるのかどうなのか。その辺、お伺ひいたします。多額の工事費になりますので、その辺の状況をご説明願ひます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 先般、開催されました復興特別委員会でも申し上げましたように、これから今年度中に各漁港における防潮堤設置工事を順次発注してまいりたいと考えております。そういう中で、今回2件の契約案件を上程させていただいておりますが、本格的にはこの2つと申しますかこの藤浜も含めて平磯漁港が1回目の防潮堤にかかわる工事発注とお考えいただければよろしいかと思ひます。したがいまして、現時点で入札不調といったものは発生しておりません。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺ひます。藤浜漁港なんですけれども、大体今どれぐらいの人たちが利用しているのか。もしくは、利用しているんですけれども、今回この長場の工事なのでそういった作業に影響ないのかどうか。その点、伺ひたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 大変申しわけございません。現在の藤浜漁港の利用者数というのは、私、申しわけございません、把握しておりません。

それから、そういった漁港を利用される方々への工事の影響ということになりますが、この点につきましては藤浜漁港に限らず今後発注してまいります漁港全てにおいて、港を利用されている方々の利便性、こういったものを阻害するような工事の進め方は考えておりません。

○議長（三浦清人君） 藤浜漁港の利用人数を知っている職員の方、いませんか。ないの。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 後ほど、調べた上でご報告させていただきます。

きます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時08分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

先ほどの議案第116号において、9番議員に対する答弁が漏れておりましたので発言を許可いたします。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 藤浜漁港における利用者の数ということでございますが、平成28年の港勢調査によりますと、本地区における漁協組合員数は正組合員・準組合員ともに11名ずつ、合計22名ということでございます。

○議長（三浦清人君） 9番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

日程第10 議案第117号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） それでは、日程第10、議案第117号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第117号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は平成29年度南三陸町生涯学習センター建設工事に係る工事請負契約の締結について、

南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第117号の細部説明をさせていただきます。議案関係参考資料の30ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成29年度南三陸町生涯学習センター建設工事であります。工事場所は志津川字新井田165番の1、ちょうどショッピングセンターの国道を挟んで向かい側にあります町有地4,653平方メートルの土地でございます。工事概要、生涯学習センターの新築でございます。木造一部鉄骨平屋建て、延べ床面積1,780.52平方メートルでございます。この建物につきましては、被災をした公民館、それから図書館を復旧するもので、両施設の合築でございます。公民館部分は738.36平方メートル、図書館につきましては836.54平方メートル、それから廊下、ロビー等の共用部分が205.53平方メートルでございます。

入札執行日につきましては平成29年11月16日であります。入札方法は制限つき一般競争入札となっております。以下、6から13番まで入札状況を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成30年3月30日としてございます。これにつきましては、3月議会におきまして繰り越しの手続きをお願いしたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。31ページに仮契約書を添付してございますので、確認をお願いいたします。

32ページが位置図になってございます。ピンクで着色した部分が建設場所でございます、志津川小学校の真下になります。以下、関連図面がございまして、35ページに詳細な平面図となっております。北側に駐車場45台を確保してございます。全て平屋造りでございますので公民館、それから図書館スペースがそれぞれ配置をされているという状況でございます。中央部に事務室を設け、それぞれその背後に図書スペースとなっております。

今回の図書館につきましては、通常行われている10進法ではなくてそれぞれジャンルに応じた図書の配置とさせていただきます。設備は全て木造でございますので、通常自宅にいるようなくつろいだ雰囲気の中でそれぞれ本が楽しめるという環境を整えている施設でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回の図書館と公民館の生涯学習センター建設、この議論は震災後の2年、3年後に志津川地区のまちづくり協議会の中でURと町が説明に来て、とりあえずその内容は把握したんですが、この建設内容に関しては私が聞いたのが2年前なんですが、それから大体4年が経過してこの内容、URがまちづくり協議会に示したこの内容は変わったのか。それをお聞かせください。

あと、とりあえず文化の交流場所、子供たちの教育、こういった面でも図書館、公民館の必要性は十分理解はするんですが、ただ、今後20年後を考えた場合の人口を考えると費用対効果の面で私は多くの疑問を持って、ここまで大きいものが必要かということ疑問に思っています。とりあえずその工事、この設備内容が変わったのかどうか。その辺だけ、最初お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） URのご提示された内容というのを私は存じておりませんが、私のほうに来たときに基本構想というものをいただいて、それをもとに作業を進めてございました。最初は、たしか3,000平方メートル、その次に2,600平方メートルという基本構想でございました。議員おっしゃるように、3,000のときはかなり大きいものだ。ちょうど前の中央公民館が2,440平方メートルほど、それから公民館が516、災害復旧の原形復旧の原則から言えば3,000平方メートルまではもとどおりにつくるということであれば可能なんだろうと。ただ、議員おっしゃるように人口の減少も考える中でそういう大きい施設は必要なかろうというこの議論を内部でさせていただきました。実は、この施設につきましてはもう少し早目の発注をと考えておりましたが、まさに核心はその部分でございます。面積が大きい。それをどうやって維持するのか。そこが議論の大半を占めさせていただきました。

それで、その中にもありまして、実は図書館の部分、これからの町の復興を支えるのは子供たちである。そういう子供たちに十分な教育の場を提供したいという思いがございました。それで、図書館協会を出しております基本的な考え方がございます。市町村の図書館にあっては、最低800平方メートル、蔵書5万冊を最低確保することという基準がございます。今回の図書館、確かに500平方メートルしかございませんが、最低の部分クリアしようという作業をさせていただきました。その結果、836平方メートルという数字に割り出しました。厳密にはこれにロビーとか玄関が入るので実際は面積案分しても900平方メートルほどになりますが、そこは何とか確保できたのかなと。残りの部分につきましては、2,441平方メートルのうち体育館の部分が1,760平方メートルございます。残り約880平方メートルほどが外部倉庫を

含めてですけれども、公民館の事務室であったり会議室の広さだと。

でございましたので、800平方メートルプラス約800平方メートルということで、細かい数字を読みますと1,681平方メートルがある意味その説明ができる広さだと判断をさせていただきまして、しかしながら、時代の変化とともにいろいろな設備が増しますので、何とか抑えたんですが1,780という数字に最後にまとめさせていただきました。

基本的に基本構想の中には多分URとか町民の皆様からいただいた意見を取り入れながら基本構想をつくったものと理解しておりますので、なるべくその機能を残すように努力をさせていただいたという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 志津川のまちづくり協議会の本年度から事務局を担っているのは当課でございます。URという話が出てまいりました。当然、志津川地区に復旧するこの施設をどこのどの場所にとという議論の中で志津川地区の造成工事を担っているURを抜きにこの議論はないだろうという中で、当然に入っていた。ただ、URが主導して建築の中身とか位置とかを決定するものでは当然になくて、URとしてはこの場所であれば造成の考え方と計画からいつ何年度ごろとかそういった情報もまちづくり協議会さんのいろいろな議論の中で当然に必要なだろうという中で主体的に入っていたおったというのがURのざっくり申しますが立場というものだったと思います。

建設課長も申しましたが、本件につきましては町として志津川のまちづくり協議会さんのほうとキャッチボールをしながら現在の位置、そして内容を詰められたものだと理解しております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の復興推進課長の説明、場所的な面では南三陸町の志津川地区の中央、それは南三陸の中央に当たると思って場所的には何の問題もないと思います。あと、建設の内容に関しても図書館、子供たちの教育の場としてこれは必ず必要だということ、この辺も十分理解はできます。そして、私も最初まちづくり協議会の中で二、三年活動したんですが、基本的にはその中で議論されること、ワークショップの中で議論されることというのはどうしても町とURさんはそこまで絡んでいないとは言っていましたけれども、どうしても町の意向に沿ったような形でこれまで進んできたような気がします。その中の議論でよく覚えているのは、私は将来の町民に対してこういった箱物が負担にならないか、維持するのが大丈夫か、そういったことをずっとまちづくり協議会の中では意見として述べてまいりました。

そういった中で、これからの町を担う40代、50代、40代ですかね、その辺の若い人たちはどうせ建てるならばほかにはないような立派なものを建ててほしいという提案をその場で数多く聞きました。果たしてこれは町の将来を考えた場合にそれでいいのかと思う疑問が私の中にはありまして、そこで何回か会員と議論をしました。結局的には、最終的には結果は得られないものそのまま、とりあえず私もまちづくり協議会から外れていったという経緯があります。

そういったことを踏まえて、佐藤 仁町長に聞きたいのは生涯学習センター、このあり方。将来のつけを回さないこういった箱物の建設、これに関してはこの構想が問題ないと、将来何か起こって町民の負担、住民サービス、それが怠ることはないというような判断でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今建設課長がお話しをさせていただきましたが、当初計画で私どもに上がってきたのは3,000平方メートルで上がってまいりました。今千葉議員がおっしゃるように、将来的な負担の問題、これは当然我々としても一番問題だというふうに認識をしてございました。結果としていろいろ2段階、3段階と減らしてきて、最終的には1,780平方メートル、ですから、当初予定から約40%面積を減らしました。60%の中で今お話し、建設課長あったように、最低限800は図書館として必要だということでございますので、あとは公民館の部分をいかに削るかということですとずっとやってまいりまして、最終的にはここまで削って、これだったら何とか町の財政の中でもやっていけるだろうということの判断のものに皆さん方に今回議案としてお示しをしておるということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） いろいろな町の公的施設に関してなんですが、費用対効果、あと人口の推移、あと産業、あと税収の確保、その辺をしっかりと考えながら町の公的施設は建設するべきだと私は思っています。その辺を考慮しながらまちづくりに当たってほしいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私もその考えに同感でございまして、平成26年度からちょうど復興事業によって一時期に建物の建設が集中する、ということは改修事業も一時期に集中するだろうと。これは私たちの代ではなく次の代に大変な負担になるということがございまして、公共物の管理計画を作成をさせていただいております。要は、これから40年間、この状況で

いったらどういう財政負担が生じるのか、それに対してどういう対策をとらなければならないのかということをもとめたものでございます。多分、新人4人の議員さん以外はご説明をしておりますが、あえて繰り返しのなりますが内容等を説明をさせていただければと思っております。

40年間で総額400億円を超えるという結果になってございます。当然、建物の更新もございますが、それらを含めてでございます。もし津波が、というか今回震災がなければ本来であれば本年度あたりから多くの建物の更新時期が始まろうとしてございました。津波で建てかえなければならない建物が実は被災をして新しくなったということで、実はその財政負担の山場が何年後かに先送りされたという状況でございます。この時間を使って無理のない維持管理ができる建物のあり方というものをこれから考えていかなければならないと考えてございます。単純に割れば、年間11億円の支出になります。全てが単費ではないんですが、いずれ多くの町財政を負担をしなければならないということがございますので、計画は立てましたので、これから皆様方と具体の議論をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点伺いたいします。今非常に役場庁舎は手狭で、建設課は旧仮設のところで仕事をしておりますけれども、ここに生涯学習センターができると教育委員会の部局は全員そちらのほうに移るのか。年々支援の人たちも少なくなっていくと思われましても、その辺、今後の見通しをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） どなたですか。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 行政組織のあり方に影響する部分でありますけれども、生涯学習センターができた後の組織のあり方は、基本的にまず公民館の部署についてようやく4つ目というところで全ての公民館が出そろうというところがございますので、公民館がこの生涯学習センターの機能を担う職員が配置をするということになろうかと思えます。それから、教育委員会の部局として教育総務と社会教育、生涯学習、この2系統がございますが、社会教育部門については今後この役場庁舎全体のキャパシティーといいますか復興関係がまだ3つの大きな所帯が第2庁舎にいるものですから、これからそういう組織づくりを含めながら考えていくということになると思えますが、公民館、それから図書館の職員につきましてはこちらのほうで業務に当たるということになろうかと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

- 7番（及川幸子君） そうすると、公民館機能はこれが完成した暁には公民館機能はそちらのほうに移るといことなんですから、その管理体制です。今委託、管理のほうは委託、夜の。当然夜の夜間公民館ですから、夜間使用なども考えられると思いますけれども、その辺は委託業務として、例えばほかの公民館みたいに、歌津の公民館みたいに委託業務に入っていくのかどうかお聞かせください。
- 議長（三浦清人君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（三浦勝美君） 公民館、今回公民館と図書館がまず一緒に建物になります。ほかの公民館も現在代行員の皆様に夜の9時まで業務をしていただいております。今回のこの建物も公民館、同じ今のところ条例どおりの同じ9時までの代行員の方にお願ひできればと今考えております。
- 議長（三浦清人君） 及川幸子君。
- 7番（及川幸子君） 手元にわかる範囲でいいですので、最近新しく歌津の平成の森の公民館もできてから代行員の経費、委託料が幾らであるのか、わかっている範囲でお願いいたします。それ、入谷も含めて、戸倉も含めてお願いいたします。
- 議長（三浦清人君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（三浦勝美君） 現在手元に契約内容ちょっと持っていませんので、探して後刻報告させていただきます。
- 議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。
- 2番（倉橋誠司君） 倉橋です。工事期間が来年の平成30年3月30日までとなっていて、これは繰り延べされるということで理解していますが、大体目標としては、あるいはめど、感触はどんな感じなんでしょうか。いつごろ完成予定なのかお聞かせいただければと思います。
- 議長（三浦清人君） 建設課長。
- 建設課長（三浦孝君） 生涯学習センターの供用開始といいますか開館日は平成31年4月というふうに設定をさせていただいてございます。準備等を考えますと、多分1年ほどの工期になろうかと今想定をしています。詳細につきましては本契約した後に、締結後に請負業者と協議をするという状況でございますが、いずれ12カ月ほどの工期が必要だと考えてございます。
- 議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。
- 9番（今野雄紀君） 9番です。私も今前者聞いたものを聞こうと思ったので1件は除かせていただいて、生涯学習センターの運営というか当面直営なんでしょうけれども、将来管理運

営、指定管理等も考えられると思うんですけども、その際に何か今回のセンターで儲けられる部分というか何かそういう仕掛けか何かあるのかどうか。そのところを伺いたいと思います。

あともう1点は、前の議案のときも聞いた記憶があるんですが、改めて確認させていただきたいのは志津川小学校からの連絡道、これには図面ちょっと出ていないみたいなので、1年以上あるので今後どのような状況になっていくのか。そして、せっかく近くなったセンターですので、課外と言わず授業等で活用できるのかどうか。そういった予定というかまだまだ先のことなのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 前段の管理の方向性につきましてなんですが、はっきりまだ決まっておりませんが、公の施設という位置づけだと思いますので、ただいま指定管理という表現がございましたが、それはやってやれないことはないと思っておりますが、まずは再来年4月のオープンを目指して、これは直営でいくというところで、その期間内に管理運営体制も同時に考えていく。職員の数の動向も変わってまいりますので、その辺を絡めながら考えていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 事業ですか。公民館の事業としてはこれまでも地域の皆様のことを考えた事業をしてまいりたいと思っておりますけれども。済みません。もう一度ご質問をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2番目の質問の小学校からの連絡道路の整備ということでございます。議員おっしゃるように、図面には道路が接続をされてございません。ちょうど駐車場の真ん中に横断歩道みたいな表記をさせて、玄関に向かって進めるようになってございます。それと上から来ている、小学校から来ている道路がちょうど接続するような方向性、位置づけでなっております。実は、この部分につきましてはこの作業をしているときにまだ工事中で、現場に立ち入ることが実はできない状況にございました。一つの課題だとは思いますが作業を進めてございました。ここはやっと現場に立ち入ることができるような状態であるということと、それからまだこの部分について小学校との意見統一がされておられません。これから関係者の皆様とこの部分について接続する方法、それから時期等について協議をさせていただければと考えています。ただ、いずれにしても高低差がございますので階段等にな

らざるを得ないということだけのご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 改めて、それから回答させていただきます。利益の上がるような事業ということでございますけれども、どうしてもこれまでの公民館の各地域の中で事業展開、そして施設の利用料をいただきながら運営している状況でありますけれども、なかなか過大な利益が上がるようなことはちょっと難しいのかなとは思っております。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは学校の授業で活用できるのかというご質問があったと思います。こちらにつきましては、学校のほうでこういった施設を、例えば社会見学の中で見学するといったこと、これは十分に考えられるかと思っております。それから、当然ながら図書館にはさまざまな資料、それから書籍があると思っております。そういったものの学校への配本ですとかそういったものについては大いに考えられるのではないかと思っております。

○議長（三浦清人君） 14番後藤清喜君が退席しております。

続けます。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず連絡道のほうなんですけれども、大体わかりましたけれども、横断歩道みたいのところへ中央団地のほうからも歩いて行けるような状況になるのかどうか。そのところだけ確認させていただきます。

あと、将来的に儲けられる部分ということで今お聞きしましたけれども、例えばなんですけれども、視聴覚第2研修室等はミニシアターっぽい感じで利用できるのかどうか。何か町内でも昨今青空じゃない星空シアターでしたか、何かそういった取り組みがあったみたいですので、今後そういった感じの利用もできるような設備が整うのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、中央団地の団地の方々がこの生涯学習センターに利用できるのかというご質問でございますが、横断歩道を設置する予定でございますので、当然に利用は可能でございます。ただ、この部分には現在のところ信号機はつかないということではございますが、当然利用していただきたいものと思っております。以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 視聴覚室の件でございます。震災前も視聴覚室がたしかあったということで、第2研修室としながらその機能は視聴覚室と同等のものということで防音、それ

から映像システムが多分対応できるような部屋のつくりとしてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 反対の立場で討論いたします。

とりあえず、先ほども執行部のほうに聞いたのですが、とりあえず今回は工事の締結ということで工事することは間違いないということは執行部の説明でわかりました。しかし、私が心配なのは将来のつけ回し、あと維持費の拡大、その辺が町にどのような影響をもたらすかというのは今後そのときが来ないとわからないという現実がある中で、私はもうちょっと設計の部分なんです、ちょっとやはりコンパクトで使いやすい南三陸町独自の公民館、体育館、あと図書館、そういったのをもう一度考え直して考慮して組み入れることができないかということをご提案して反対の討論といたします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

まちづくり協議会というお話が出てまいりましたが、実は私もまちづくり協議会におりまして、当時生涯学習センター、公民館もしくは図書館をどうやって復旧していくのかという議論は議員の中では若手を中心に将来に誇れるような、そこを利用したくなるような、町民が利用したくなるような施設をぜひつくっていただきたいというような提案があったことを覚えております。先ほどの質疑の中でもありましたが、当初は基本構想としてはより大きな広大な施設整備が計画されていたところを、将来の負担を考慮して縮小して今回提案されたという内容でございますので、ここを町民の皆さんが積極的に活用することでその費用対効果を十分に得られるものと私は判断いたしますので、賛成とさせていただきます。議員の皆様のご賛成をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） よろしいです。

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第118号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第118号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第118号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は平成27年度寄木橋外1橋（撤去）橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第118号の細部説明をさせていただきます。

本工事につきましては、伊里前川にかかっております寄木橋、それから汐見橋の撤去を行うものでございます。撤去の原因につきましては、伊里前川のバック堤の工事の支障になるということでかけかえすることが決まっておりましたので、一旦撤去する工事でございます。撤去に当たりまして、河川管理者でございます宮城県と協議をし、非出水期である冬場に施工することで許可を受けてございました。このため、昨年12月14日に本契約を締結しているところでございます。しかしながら、バック堤の工事等のおくれ、それから調整に時間を要したことから冬期間の施工が不可能となってございました。このため、再度協議を行い、通年施工に変更して許可をいただいているところでございます。

当初は重機による取り壊しを考慮しておりますので、仮栈橋を設置し、作業ヤードを確保して施工する予定でございました。しかしながら、通年施工となったことから、仮設工を仮道路を設置して施工することに変更させていただきました。このため、39万円ほどの工事費が減額になったものでございます。

議案関係参考資料の36ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願いしたいと思いま

す。次ページに仮設工の図面がございますので、ごらんになっていただければと思います。一番上が断面図でございまして、上流から下流を見た場合の図面でございます。赤く着色した部分が仮設構造物でございます。ごらんのように、H鋼を打ち込み、その上に足場を設けて重機を置くヤードを確保するという内容でございます。しかしながら、この工法ですと洪水のたびにかなり物が引かかる等々で周りに被害が発生する恐れがございます。そのため、出水期における施工として、38ページにございますが、陸側から仮道路を設け、その上で工事をする方法に変更させていただきます。たとえ洪水になっても、かなりリスクはございますが、仮道路が流出する被害で済むというメリットがあるため、こちらの工法を採用したという内容でございます。寄木橋、それから汐見橋も同じ工法で施工をしてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、7番です。減額ですけども、この工法が最初からなぜとれなかったのか。途中からこういうふうになったのか。最初からこういうこれがこういう方向、方法をとってろばよかったのかなと単純にそう思います。それと、この寄木橋をでき上がったとき、今の国道が変わるわけだと思います。それがいつごろから変わってくるのか。そして国道の工事にあわせて仮設の三島山の下からバイパス、旧バイパスの残っている部分に取りつかっていくかと思われましてけれども、その辺の工程等をご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） なぜ最初からこの工法を採用しなかったのかということでございますけれども、町の思いだけでこの工事はできるわけではなくて、基本的には河川管理者である宮城県と協議が必要になってまいります。通常、河川工事の場合は河川の中に土を盛り土するという事は、基本的には許可をされないケースがほとんどでございまして、今工事に当たりましたも盛り土ではなく仮栈橋を設けることという条件をつけられてございます。許可条件がそうなので、町で拒否をすることはできませんし、もしするのであれば工事そのものができなくなるので、県との協議の結果、許可が出る仮栈橋とさせていただきました。

ただ、その条件は冬期間に行えるという条件をつけられていますが、残念ながら昨年度バック堤の工事等がそこまで進んでいないという状況の中で工事の施工はできなかったということでございます。しかし、町とすれば27年度予算でございまして、29年度に事故線に対応してございます。いずれ、早期に工事を終了することが必要でございましたので協議をやり

直させていただいたと。その中で、当然この仮棧橋ですと洪水のときに流木等がどうしても支障物として流れてきたときにここにたまってしまうということで、かなり大きな災害を生む可能性がございますので、この工法は適当ではないということになりました。よって、本来は認めがたいんですが河川に盛り土をする、仮道路をつくって工事をするという工法に変更させていただきました。ただ、町としてもこの工法を採用するに当たって当然洪水が出れば流出する恐れがございますので、かなりリスクの高い工法でございますのでなるべくなら採用したくなかったんですが、ただ、時間的な問題がございましたのでやむなく仮道路ということを採用した次第でございます。

それから国道45号の復旧ということでございますけれども、議員この間の説明会にご出席をしていたので篤とおわかりだと思いますが、基本的には平成32年までに全てを完了するというのが今国交省の基本的な姿勢でございます。まだまだ不確定要素がございますので、いたずらに私がいつということはまだ言える状態ではございませんので、回答については控えさせていただきますと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 全体の流れが32年度ですけれども、三島山の下の迂回路と国道のとりつけ、あれがいつごろ仮設の道路です。いつごろできるのかという工程を教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在、伊里前漁港前漁港の防潮堤工事をしてございます。今地盤改良をされていると思うんですが、いずれその築堤が一定程度、ほぼほぼバイパスの高さと同じぐらいの盛り土が終了したときに、その上を乗り越すというのが現在国交省の考え方でございます。残念ながら、県のほうでその部分の盛り土が到達する時期というのがお示しをされていない状況の中で、なかなかいたずらに私がここでいつごろだろうという私の思惑だけではご返事ができないので、大変申しわけないんですが保留にさせていただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第119号 財産の売払いについて

○議長（三浦清人君） 次に日程第12、議案第119号財産の売払いについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号財産の売払いについてをご説明申し上げます。

本案は志津川漁港松原防潮堤災害復旧工事の事業用地に係る町有財産の処分について、南三陸議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） それでは、議案第119号の細部説明をさせていただきます。

本議案は宮城県を契約先として土地を売り払うものであります。売り払う土地の詳細につきましては、議案書17ページをお開き願います。

志津川字汐見町110番外8筆で、売り払い合計面積が1万3,113.75平方メートル、売り払い合計金額が2億7,827万8,379円であります。

具体的な土地の位置につきましては、先週金曜日8日に配付させていただきました議案追加参考資料と議案参考資料43ページを参照願います。議案参考資料の説明について、説明させていただきます。43ページ、宮城県の土地の取得の目的は町長説明のとおり志津川漁港松原防潮堤事業用地となっております。赤い実線で囲まれている部分はその事業用地になります。そのうち、黄色の網かけ部分が今回町が売り払う土地になります。図面の右側が八幡川になっています。図面の下が海になります。売り払う土地は松原グラウンド、町営松原住宅、図書館などがありました跡地の土地であります。松原防潮堤事業用地のうち、網かけしていない部分がありますが、今回売り払いをしない部分になります。これは防災集団移転促進事業により取得した移転元地などがそういった土地になります。この部分につきましては別途手

続を行うこととなっております。

以上、細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑、願います。
7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、7番です。1点お伺いいたします。この県の単価です。単価は防集、役場というよりも役場が仲介して国が買うんですけれども、そのときの値段と評価額がどうなのか。県に売る場合の評価額、どの程度の額なのか。金額を教えてください。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 通常土地の売買をする場合につきましては、町については不動産鑑定を行いまして、その価格を参考に土地価格評価委員会にもって価格を決定するというプロセスをとっております。今回につきましても、直接実は町のほうで不動産鑑定は行っておりませんで、相手先が宮城県ということで宮城県も同様に同じ手続を踏むというところで、同様に不動産鑑定による鑑定価格を参考にして価格を出させていただいております。

その価格につきましては、議案の17ページ、ここで汐見町110番地につきましては平方メートル単価は2万6,700円、それから110、112、113番地まで同じ単価になります。115番については2万1,200円、116番から121番までについては2,100円という単価でもって今回売り払い額を決定しております。実際にこの価格につきましては、町の取り引きする際の価格と矛盾をしておらないということで、高台の移転に使われている単価であるとかそういった部分についても整合性のとれている単価ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの額で一連の防潮堤ですから並んで全部隣地を同じくいくわけですけれども、ここで坪単価が宅地と雑種地がかなりの違います。そうすると一旦これは個人から町が国が買った土地を県に売るというスタンスの考えでよろしいですね。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 今回売り払いする土地につきましては、買い取りをした土地ではありません。もともと南三陸町が震災前から持っていた土地というところでありまして、実際この買い取り価格ではないというところではありますが、実際この価格を決定する場合にはさまざまな要因によりまして単価を計算するというところになります。今回の土地につきましては、標準的な宅地をまず求めまして、その標準的な宅地の価格に対してそれぞれの画地の構成要因によってその標準地とどのような価格にするかということをそれぞれ検討するとい

う作業をした上で決定いたします。例えば、公園用地、こちらにつきましては地目が公園であるところ、ここにつきましては2万1,000円の単価になっています。これについては広大地ということで単価を下げる要因が発生しております。そういったところで、地目であるとか画地の形であるとかそういったことによって価格が上下するということがあります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 公園については2万1,000円、雑種地だと2,100円に下がるというのはちょっと頑張りが足りなかったのかなというような思いがしますけれども、個人的売買でないからそれは県との協議の上でこれというんですけれども、何か余りにもギャップがあつて少し課長も努力して2,100円から上げます。2万円台になつて協議の中に踏み込まなかつたのかどうかね。まあ、いいでしょう。県と協議してこれからの鑑定士さんとやり合つたという中でしょうからもう少し踏ん張ってもらいたかつたところがありますけれども。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 価格、単価につきましてはもう一度答弁させていただきます。110番地から113番までは2万6,700円、115が2万1,200円、116番から121番までが2万1,000円というところでありまして、ここで言う地目につきましては登記地目ということで、実際には全部雑種地になっております。（「2,100円と言つたから」の声あり）

○議長（三浦清人君） そうそう。2万2,100円と読んだのかな。それとも2,100円と言つたの。

○管財課長（佐藤正文君） 済みません。2万1,000円の誤りでした。済みませんでした。

（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 倉橋でございます。114番地、この左のほうですけれども、ここは色が白いままで何か空白のようなんですけれども、この扱いはどうなるんでしょうか。防潮堤の中に隙間ができるようなイメージが湧くんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 先ほど申しあげました防災集団移転促進事業によりまして取得した土地になります。ここは震災前は町の土地ではなく、民地であつた土地ということで、これにつきましては国費でもって買い取りをしております。今後はこの国費でもって買い取りした土地については別途県と契約を取り交わして処分するというところの運びとなります。方向性といつしましては、国費で買ったものを売るということになると、その分補助金の返還等が生じます。そういったことにならないような形で譲与というような形で処分がされると

いう方向性は言っております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 改めての質疑になるかと思いますが、この松原グラウンドがあったところの防潮堤です。今壊れて被災したままの状況になっていたという部分ですが、そのまま残してはどうかという議論が以前あったかと思いますが。当時私が記憶している県からの応援職員の課長さんが座っていただいでいて、いろいろと議論した記憶がございますけれども、安全管理の面とか費用の面とか、そのまま残すというのが難しいという議論だったとは思いますが、それから時間がたっております。町民の中にはここから、防潮堤から内陸部に行くにつれて震災のときの記憶をとどめておくゾーン、それから現在復興に向かって進んでいる現在のゾーン、そして祈念公園を含むこの後町が未来に向かって進んでいくという時系列でゾーン分けをして町内、南三陸町に訪れていただく皆さんにそういうメッセージを伝えてはどうかという提案があって、中間提言書という形だったかと思いますが、町のほうにも報告があったかと思いますが。その一連の議論が継続しているのか、もしくはその後取り立てて継続しての議論はないので今回処分、県に渡すということになったのかどうか。その間の議論をどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

また、加えて県に売り払った後、あそこの防潮堤というものはどうなっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁申し上げます。議員お尋ねの部分につきましては、本日松原防潮堤用地ということで売り払いをするというこの黄色に着色した部分の海側の部分でございます。図面を見てお気づきになられたと思うんですけども、山側、陸側と申しますか、セットバックして用地買収という図面でございます。この海側の部分、この図面で言いますと一番下のほうに黒で宮城県と書いてあるのが旧防潮堤の位置でございます。後藤議員からお尋ねの件はこの旧防潮堤の震災でがれきと化した部分含めて残すという議論があったんですけどもという部分と理解してご答弁申し上げます。

宮城県と当然に残す方向、残すことはできないのかという技術的な話を当然させていただいております。今回、この図面でおわかりのとおり、この部分につきましては宮城県は手をつけないという町との協議がなされております。私も毎日に行けないんですけども、ちょこちょことあの部分まで行っておりますが、大分波に、6年、7年たつ中で大分洗われてきているという形でございますが、実は宮城県のほうで残すとした場合の防潮堤が、要は根足の

部分が穿掘とかされて倒れたりという懸念とかもあるからということで、そういった調査も実はしております。そうした中で、可能な範囲については残すことはできるでしょう、ただ、その管理は宮城県というわけにはいかないですよという中で、町と県でこの震災後の状態で残したこの構造物を誰がどういった形で維持管理するのかということにつきましては、現在も引き続き内部の調整をさせていただいているというところでございます。まちづくり協議会さんにもこの方向性とか議論の経過については役員会とかでお話しはさせていただいているところでございます。ただ、今後宮城県さんのほうで8.7のセットバックした防潮堤が建造される、建築をされた後にどういった形でこの遺構を防災教育とかいろいろな形で使っていくのかという部分、そのためにどういう、例えば天端の上のしつらえとかをどのようにという部分につきましては、今後も町と宮城県さんと協議をしながらよりいい形でという方向性を探っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（後藤正文君） 今回の売り払いがなぜこの時期にということにつきましては、宮城県のほうで予算をとったのが今年度ということ、今年度末までに支払いを済ませたいということでの協議がありました。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今お答えの中に防災教育というお話がありました。何を残して何を新しくしていくのかというのは非常に難しい問題だと思いますし、現地に行くということを考えた場合には大変危険も伴うでしょうし、誰が管理するんだ、そこで万が一事故があった場合にどこの責任になるんだということは当然ありますので、慎重な議論というのは必要だという立場は十分にわかりますけれども、こういった問題というかこういった議論をする場合にぜひお願いしたいことがありまして、県の管理だからとか国の土地だからという話がどうしても出てきてしまうんですが、町民からすると町も県も国も職員だよ、公務員だよ、という議論がどうしても起こり得るのかなと思います。そのときにぜひ町民の身近に立っていただく職員であっていただきたいと思います。一概に残さなければならないのか、今後どうしていくのかということの一部だけで決定していくということでもないでしょうし、また反対だという方だって町内にもいらっしゃると思います。そういった方々が広く意見を言えるような場所、意見交換の場というものを、これは行政の皆さんだけではなく議会議員として私も当然その責任を果たすべきだろうと思いますので、意見を届けにまたお伺いしたいなと思いますので、そのときは対応をお願いしたいなと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ほかにないようであれば質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれから常任委員会の開催と議事の関係上、これにて延会することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会すること

とし、明12日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時10分 延会